

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年10月18日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友高針店

名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 2 ほか23筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物南側第 1立体駐車場	222台	226台
建物南側第 2駐車場	62台	変更なし
建物南側第 3駐車場	48台	—
計	332台	288台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	2箇所	1箇所
出口	3箇所	2箇所
出入口	2箇所	変更なし

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 7年 5月21日

4 変更しようとする理由

- (1) 2(1)については、利用実績に見合った駐車場運営とするため
- (2) 2(2)については、駐車場の運用の見直しのため

5 届出の日

令和 6年 9月20日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
名東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年10月18日から令和 7年 2月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 2月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課